

富士見市立水谷小学校校舎増築事業
要求水準書

令和4年4月

目次

第1	総則	
1	適用	1
2	基本方針	1
3	本事業の概要	2
第2	本事業における条件	
1	建設予定地概要	2
2	法規制及び周辺インフラ等	2
3	施設内容と規模	2
4	適用法令及び適用基準	3
5	要求水準書の変更	4
第3	本施設整備の要求水準	
1	共通事項	4
2	建築計画の要求水準	6
3	構造計画の要求水準	7
4	電気設備計画の要求水準	8
5	機械設備計画の要求水準	9
第4	業務に関する仕様	
1	共通事項	10
2	設計業務に関する仕様	13
3	工事監理業務に関する仕様	15
4	施工業務に関する仕様	16
別表1	必要諸室の規模・条件	19

富士見市立水谷小学校校舎増築事業 要求水準書

第1 総則

1 適用

本要求水準書は、富士見市立水谷小学校校舎増築事業（以下「本事業」という。）において、富士見市（以下「市」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

提案内容は、要求水準と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させること。

2 基本方針

(1) 安全・安心で快適な教育環境等の確保

児童や教職員にとって、安全・安心で快適な居場所であることを目指し、1階に放課後児童クラブ、2～4階に普通教室等を整備する。

ア 教室

- ・普通教室4室、特別教室2室を確保する。
- ・普通教室、特別教室とも、1教室につき63㎡以上を確保する。

イ 放課後児童クラブ

- ・80人定員とする。
- ・児童の遊び及び生活並びに静養スペース（以下「専用区画」という）として、児童1人あたり1.65㎡以上を確保する。専用区画には、厨房、トイレ、廊下、玄関、押入れ、事務室等は含まない。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びに資する空間の確保

ICT機器の活用による多様な学び、児童同士の交流や協働などの観点から、個別最適な学びと協働的な学びに資する教育環境を確保する。

(3) ライフサイクルコストの低減

将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指す。

(4) 脱炭素化と環境負荷の低減

創エネ・省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資する施設を目指す。

(5) 施工中の安全確保と、授業や学校行事の担保

施工にあたっては、児童、教職員をはじめ、学校や放課後児童クラブ関係者、近隣住民などへの安全確保のほか、授業や運動会などの学校行事に支障をきたさないよう最大限配慮する。

3 本事業の概要

(1) 業務の内容

- ア 基本設計業務
- イ 実施設計業務
- ウ 各種許認可申請及び取得業務
- エ 工事監理業務
- オ 施工業務
 - (ア) 建築工事
 - (イ) 電気設備工事
 - (ウ) 機械設備工事
 - (エ) 外構工事

第2 本事業における条件

1 建設予定地概要

(1) 位置、敷地面積

ア 位置

富士見市水谷1丁目13-3 富士見市立水谷小学校敷地内

イ 敷地面積

約13,351㎡

(2) 都市計画区域

ア 用途地域

第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率60% 容積率200%)

第一種住居地域 (建ぺい率60% 容積率200%)

イ 防火地域

指定なし

ウ その他の地域地区

建築基準法第22条区域

2 法規制及び周辺インフラ等

敷地に関する規制内容やインフラ整備状況は、関係機関及び各管理者に適宜確認を行うこと。

3 施設内容と規模

- (1) 構造：鉄骨造（準耐火建築物以上）
- (2) 階数：4階建とする。
- (3) 延床面積：1,350㎡±5%以内とする。
- (4) 環境性能：BELS認証取得
- (5) 必要諸室：教室、トイレ（男女）、多目的トイレ、階段室、昇降口、放課

後児童クラブ、渡り廊下（平屋）、提案諸室 他
※必要諸室の規模・条件は別表1を参照。

4 適用法令及び適用基準

本事業の実施にあたっては、以下の法令・基準等を遵守するほか、受注者の責任において関係法令・基準等を確認すること。

(1) 関係法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 建設業法
- ・ 建築士法
- ・ 学校教育法
- ・ 児童福祉法
- ・ 社会福祉法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
- ・ 富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 富士見市開発行為等指導要綱
- ・ 富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱
- ・ 富士見市建設工事請負契約約款
- ・ 富士見市建築設計業務標準委託契約約款
- ・ 富士見市標準委託契約約款

(2) 基準・指針等

- ・ 公共建築工事標準仕様書：国土交通省
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書：国土交通省
- ・ 建築工事標準詳細図：国土交通省
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準：国土交通省
- ・ 建築設備設計基準：国土交通省
- ・ 埼玉県建築工事实務要覧
- ・ 埼玉県建築工事委託業務実務要覧
- ・ 建築工事監理指針：公共建築協会
- ・ 建築改修工事監理指針：建築保全センター
- ・ 建築工事標準仕様書：文部科学省
- ・ 学校環境衛生基準：文部科学省
- ・ 小学校施設整備指針：文部科学省
- ・ 公立学校施設整備事務ハンドブック：公立学校施設法令研究会
- ・ 放課後児童クラブ運営指針：厚生労働省

5 要求水準書の変更

市は、本事業の期間中において、法令等の改正、災害等の発生その他特別な理由により業務内容の変更が必要な場合、要求水準書の変更を行うことができる。要求水準書等を変更する場合、契約変更など必要な手続きを行う。

第3 本施設整備の要求水準

1 共通事項

(1) 一般事項

- ・ 学校敷地内のあらかじめ指定する範囲に校舎を増築すること。
- ・ 校舎の増築により、既存校舎（南校舎）における延焼のおそれのある部分は、本事業にて改修工事を行うため、改修範囲・工法を提案すること。既存校舎（北校舎）及び体育館は、延焼のおそれのある部分に該当しないよう増築校舎を配置すること。
- ・ 異種用途区画（学校と放課後児童クラブ）を明確にし、侵入者の防止などの防犯対策を行うこと。
- ・ 各諸室等の機能、仕様及び設備は、児童生徒の特性に配慮のうえ、別表1を参考に計画すること。その他、受注者が必要と判断する諸室について適宜設定すること。なお、「第3 本施設整備の要求水準」又は別表1で特定の方法などを規定している場合においても、協議により市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。
- ・ 設備、機器等は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。また、将来的に更新が容易なものとする。

ること。

(2) 適切な施工の確保

- ・ 施工においては、関係法令を遵守すること。
- ・ 反社会的勢力等から工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに警察に提出すること。
- ・ 警察から被害届受理証明書が交付され、かつ工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、工期延長申請書に当該証明書を添付し、市に提出すること。

(3) 安全の確保等

- ・ 国が定める「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。
- ・ 児童生徒が利用する学校であることを念頭に置き、児童生徒、教職員及び関係者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・ 近隣住民など第三者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・ 国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」を参考に、公衆災害の防止に努めること。
- ・ 作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。
- ・ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。
- ・ 作業時間は、学校及び近隣へ配慮すること。学校行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。
- ・ 架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議し、必要に応じ協議書を交わすこと。

(4) その他

- ・ 受注者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ・ 建築士法に基づく重要事項説明を行い、建物等設置に係る関係官庁への各種届出及び申請等の手続は、全て受注者が遅滞なく行い、その費用も受注者の負担とする。
- ・ 工事により発生する建設廃棄物は、関係法令及び建設廃棄物処理ガイドラインに基づき適正に処理すること。
- ・ 工事発生土は、場外処分とする。他の工事現場への流用などにより不法投棄が発生しないよう処理すること。
- ・ 工事中の仮設電力及び仮設水道の費用は、受注者の負担とする。学校の了解が得られれば副メーターを設置することができる。
- ・ 法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。

2 建築計画の要求水準

(1) 施設計画

ア 共通事項

- ・各室の使用状況を踏まえたゾーニングとすること。
- ・教室移動や登下校時における動線に配慮すること。
- ・環境性能を鑑み、空調設備、換気設備、サッシ性能等、高効率かつ高性能な設備を選択すること。
- ・感染症対策を行うこと。

イ 共用部

- ・外部出入口（昇降口、放課後児童クラブ出入口）や渡り廊下は、雨天時に濡れることのないよう、庇などを設けること。
- ・屋根の軒樋等は、落ち葉等による支障が出ないように配慮すること。
- ・廊下など共用部に掲示板を設けること。

(2) 外構計画

- ・外構は、既存樹木や遊具（登り棒、ジャングルジム、うんてい）を撤去処分し、同等の遊具（登り棒、ジャングルジム、うんてい）を校庭内の指定する場所に新設すること。設置する遊具は、写真等にて形状や大きさを明らかにすること。
- ・雨水は、既存雨水枡へ支障なく自然流下するよう接続すること。
- ・増築校舎校庭側に防球ネットを設置すること。既存防球ネットとの面を合わせる計画とする。
- ・増築校舎校庭側周囲（防球ネット内側）に雨水排水路を新たに設置するなど、校庭の雨水排水に支障をきたすことのないよう配慮すること。

(3) 仕上計画

ア 外装関係

- ・外壁、屋根及び床は、表面結露、内部結露を発生させないよう適切な断熱性能を有する材料を使用すること。
- ・1階床下の防湿措置及び必要に応じ防蟻処理を行うこと。
- ・授業等への影響がないよう、反射などによる光害を抑制すること。
- ・外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は、漏水対策を十分に行うこと。
- ・既存校舎などの建物と調和を図ること。

イ 内装関係

- ・各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- ・内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童生徒の安全性に配慮すること。
- ・各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- ・階段、吹抜などにガラスや手すりなどを設置する場合は、破損時の飛散

防止、視線などに配慮すること。

- ・壁や間仕切りなどの表面材は、机等の衝突で破損しにくい材料を選定すること。
- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。
- ・同一面で内装仕上げが異なる部分には、見切り材を設けること。
- ・居室や共用部に面する間仕切壁は、仕上の不陸やクラックの発生防止に配慮すること。
- ・防煙壁を設ける場合は、飛散防止及び防火に配慮すること。
- ・各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。

ウ 建具関係

- ・各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件を考慮し設定すること。
- ・鍵はマスターキーシステム方式とし、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮すること。
- ・建具の仕上は、周囲の壁仕上、色彩、グレード感等と整合させること。
- ・外部建具及び内部建具に使用するガラスは、スクール強化ガラスを標準とする。
- ・増築校舎の外部に面する窓廻りは、放課後児童クラブを含め、防災の遮光カーテンを設置すること。

(4) 安全・防災計画

- ・消火器、自動火災報知設備（既設連動）、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。
- ・階段、吹抜け部などは、落下防止対策に配慮すること。特に手掛け、足掛けなどを考慮した落下防止対策を講じること。
- ・2階以上の各開口部に転落防止措置を講じること。
- ・全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。
- ・非常階段を設置すること。

3 構造計画の要求水準

(1) 基本方針

ア 構造安全性の目標

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性の分類はⅡ類とする。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築非構造部材の耐震安全性の分類は、A類とする。

イ 製作工場

- ・主要構造体は、国土交通大臣認定工場Mグレード以上であって、ISO9001認証の自社工場で製作されたものとする。

- ウ 性能確保とコスト縮減の両立
 - ・安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性に優れた構造計画とすること。
- エ 建築計画及び設備計画と合わせた総合的な検討
 - ・建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。

(2) 構造設計条件

- ア 積載荷重
 - ・建築基準法施行令に準ずる。
- イ 積雪荷重
 - ・特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとする。
- ウ 地耐力
 - ・過去の校舎建設時における地盤調査データを参考に、受注者の責任にて構造検討を行い、地盤改良等の工事を受注者の負担にて行うこと。また、杭工事は必ず実施すること。
 - ・提案時に構造計画がわかる図面を一緒に提出すること。
 - ・受注後に地盤調査を行った結果、想定していた地盤強度に達しない場合は、市と協議し、別途地盤補強工事等を行うこと。

4 電気設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・各設備機器は、高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、快適性、耐久性、耐震性、操作性に優れたものとし、長寿命、維持管理・更新の容易性に配慮すること。
- ・各設備機器等の交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとする。
- ・各設備機器は、更新時などの搬入、搬出を考慮した配置とすること。
- ・各設備機器は、騒音、振動などに配慮した配置とすること。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

(2) 電灯設備

- ア 照明
 - ・照明環境は、学校環境衛生基準を適用すること。
 - ・照明器具は、LED照明とする。
- イ コンセント
 - ・コンセント設備は、各室の用途を考慮して計画すること。
 - ・コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。

(3) 受変電設備

- ・受変電設備は新設せず、既設受変電設備から分岐すること。なお、既設受変電設備のトランスは、100KVAから200KVAへの入替え工事を本事業にて行うこと。

(4) 構内情報通信網設備

- ・ LAN環境整備に係る配管、配線、HUBの設置を行うこと。それに伴う電源工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び機器の設定を行うこと。

(5) 放送設備

- ・ 放送設備は、既存校舎の設備から分岐すること。
- ・ 放送スピーカーは、各教室及び廊下に設置すること。

(6) 誘導支援設備（非常呼出設備）

- ・ 多目的トイレに呼出ボタンを設置し、事務室に表示させること。呼出ボタンの位置は、JIS基準に準ずる。

(7) その他

- ・ 各教室にアクセスポイントを設置すること。
- ・ 機械警備の配線や配管を行うこと。

5 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・ 負荷や機器容量などは、建築設備設計基準に基づき算定すること。
- ・ バルブ、ダンパー及び盤などの機器や機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。また、天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるよう考慮すること。
- ・ 天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- ・ 構造計画と整合した合理的な対応とすること。
- ・ 給排水設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- ・ 居室内の水配管は、漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。
- ・ 室内に設置される機器や器具は、機能的であるとともに、内装デザインと整合しているものとする。

(2) 空調設備

- ・ 空調設備は、EHP方式とする。
- ・ 空調設備は、全ての教室及び放課後児童クラブの居室に設置し、冷暖房ともその能力を鑑み必要台数を設置すること。
- ・ 空調の運転停止及び温度制御は、各室で行えるようにすること。
- ・ 設定温湿度は、学校環境衛生基準を適用すること。

(3) 換気設備

- ・ 換気の基準は、学校環境衛生基準及び建築物環境衛生管理基準を適用すること。
- ・ 感染症対策に最善の換気方法を提案すること。

(4) 給水設備

- ・ 給水方式は、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- ・ 上水は、既存受水槽より分岐させ、増築校舎専用の受水槽を増築

校舎周辺に設置し、必要に応じて加圧ポンプ等を設置すること。

(5) 排水設備

- ・汚水は、最寄の既存汚水枡へ接続し、必要に応じてポンプアップを行うこと。公共下水道への接続にあたっては、関係機関と協議を行うこと。

(6) 衛生器具設備

- ・衛生的、かつ児童生徒が使いやすい器具を採用すること。
- ・飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・節水に配慮すること。
- ・洗面器、手洗器は、単水栓とすること。

第4 業務に関する仕様

1 共通事項

(1) 基本的事項

- ・受注者は、要求水準及び技術提案を基に基本設計及び実施設計を行い、設計、施工、工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするため、品質確保プロセスを適切に計画し、管理すること。
- ・受注者は、関係機関、近隣住民及び学校関係者などからの要請や意見に対し、真摯に対応すること。

(2) 共通業務

ア 工程表の作成

- ・受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工）を市に提出すること。また、施工者等と調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

イ 体制表の作成

- ・受注者は、契約締結後速やかに体制表を市に提出すること。

ウ 要求水準の確認

(ア) 要求水準の確保に関する基本的な考え方

受注者は、要求水準確認計画書に基づき、以下について確認すること。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・各部位の施工完了時における、計画に基づく施工状況
- ・全体の施工完了時における、計画に基づく施工状況

(イ) 要求水準確認計画書の作成

- ・受注者は、契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ要求水準確認計画書を作成し、市に提出すること。
- ・要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに要求水準の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（受注者が作成）を添付すること。

- ・要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に市と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 要求水準の確認

- ・受注者は、要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて確認を行い、市の承諾を得ること。

(エ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・市は、受注者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容について、要求水準又は市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・受注者は、基本設計報告書及び実施設計図書の内容について、要求水準又は市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、市に報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により、速やかに基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、市の承諾を得ること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

エ 技術提案の確認

(ア) 技術提案の実現に関する基本的な考え方

受注者は、技術提案実施計画書に基づき、以下について確認すること。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・各部位の施工完了時における、計画に基づく施工状況
- ・全体の施工完了時における、計画に基づく施工状況

(イ) 技術提案実施計画書の作成

- ・受注者は、契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ技術提案実施計画書を作成し、市に提出すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト（受注者が作成）を添付すること。
- ・技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に市と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 技術提案の確認

- ・受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物をもって技術提案の設計及び施工への反映状況を確認し、市の承諾を得ること。

(エ) 技術提案の変更

- ・受注者は、基本設計及び実施設計の内容が要求水準を満たし、市と受注者との協議において合意された事項であれば技術提案の内容を変更することができる。

(3) その他

ア 電子データのセキュリティ確保

- ・電子データは、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策がされたものを提出すること。

イ 情報セキュリティ確保

- ・業務に関する資料や設計図書などについて、契約期間中に紛失、誤送信、盗難にあった場合は、直ちに市に報告するとともに、情報の保全と回収を行うこと。上記による情報の漏えいに伴い損害が発生した場合は、受注者の責任において賠償すること。

ウ 関係機関への手続

- ・受注者は、市が行う関係機関への手続に協力しなければならない。
- ・受注者は、関係機関に対する業務上の手続を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により市に報告しなければならない。
- ・受注者が関係機関から提案を受けたときは、遅滞なくその旨を市に報告し、協議するものとする。

(4) 資料等の作成

- ・受注者は、次の資料等を作成すること。
 - 竣工図書（A4版・A3版それぞれ正・副1部ずつ）
 - 竣工図の電子データ
 - 竣工写真（正・副1部ずつ）
 - 工事記録写真
 - 実施工程表
 - 各種試験表
 - 出荷証明書、規格証明書
 - 機器完成図、取扱説明書、保証書
 - 諸官庁提出書類の写し及び一覧表
 - 仕様材料一覧表
 - 工事関係者一覧表
 - その他市が指示するもの
- ・受注者は、完成図等とあわせて不可視部分の施工記録を提出すること。
- ・写真の作成にあたっては、営繕工事写真撮影要領を準用すること。

(5) 近隣対応

- ・受注者は、必要に応じて工事内容を近隣へ周知し、理解を得ること。
- ・工事中は、苦情等が発生しないよう十分に配慮すること。苦情が発生した場合、受注者は誠意をもって対処すること。
- ・近隣への対応にあたっては、内容及び対処方法等を事前に市に報告し、対処後はその結果を報告すること。

2 設計業務に関する仕様

(1) 基本的な考え

- ・設計者は、事前の調査体制や発注者の要望等を反映できる自社社員を担当者（一級建築士、構造設計一級建築士）として配置するなど十分な体制を整えること。また、契約締結前に設計担当者より設計に係る重要事項説明を行うこと。
- ・要求水準に基づき設計を行うこと。詳細寸法及び詳細仕様は、市の承諾を得たうえで、各社の仕様とすることができるものとする。
- ・コスト縮減を図り、環境に配慮した工法・システムを採用すること。
- ・各種申請手続に必要な手数料、測量・調査費は、受注者の負担とする。
- ・成果品等について、受注者は市の承諾なしに、閲覧に供し、複写させ、譲渡し、又は提供してはならない。

(2) 市との協議等

- ・設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。
- ・設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用する場合、市と協議を行い、確認すること。

(3) 設計業務の期間

- ・設計業務の期間は、受注者の提案に基づくものとし、本施設の供用開始時期に間に合うよう受注者が計画すること。受注者は、関係機関と十分協議を行ったうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本事業を円滑に推進するよう業務期間を設定すること。

(4) 設計業務

ア 設計業務の進め方

- ・設計者は、要求水準、技術提案を基に設計期間中に仕様を確定すること。
- ・設計者は、基本設計及び実施設計の方針を策定し、市に提出すること。
- ・設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、基本設計報告書及び実施設計図書に反映すること。
- ・設計者は、市の要請に応じて、学校関係者及び放課後児童クラブ関係者向けの説明用資料を作成すること。

イ 基本設計業務

(ア) 設計条件等の整理

- ・設計者は、本要求水準書及び受注者が提案した技術提案に基づく設計条件等について、市と協議のうえ整理すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、市に報告すること。
- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で建築確認（計画通知）申請等に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、市に報告すること。

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で計画地の測量（平板・高低）を行うこと。
- (ウ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査等
 - ・設計者は、基本設計に必要な範囲で建設予定地における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、市に報告すること。
- (エ) 基本設計報告書の作成
 - ・設計者は、実施設計に先立ち、設計意図、基本設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書を含む基本設計報告書を市に提出すること。

ウ 実施設計業務

(ア) 設計条件の確認

- ・設計者は、実施設計に先立ち、又は実施設計期間中、必要に応じて設計条件を再確認すること。
- ・設計者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変化がある場合や設計条件を変更する必要がある場合は、市と協議を行い、確認すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、法令及び条例上の制約条件について基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、市に報告すること。
- ・設計者は、建築確認（計画通知）申請等に必要な事項について、基本設計時に確認した項目が実施設計において相違ないか綿密に確認すること。

(ウ) 実施設計図書の作成

- ・設計者は、本体工事着工に先立ち、実施設計図書及び設計意図、実施設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、工事内訳書を市に提出すること。なお、実施設計図書の作成においては、市と協議を行い、施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。
- ・設計者は、関係機関との事前の打合せなどを踏まえ、実施設計に基づき、建築確認（計画通知）申請等に必要な図書を作成し、市に提出すること。

(エ) 工事内訳書の作成

- ・設計者は、本体工事について実施設計図書に基づき工事内訳書を作成し、本体工事着工までに市に提出すること。

(5) 設計に係るその他の業務

ア 申請手続等

- ・設計者は、建築確認（計画通知）申請関連業務を行うこと。
- ・設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。

イ 設計変更業務

- ・設計者は、設計変更の際し、市と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

ウ 測量業務

- ・本敷地内「富士見市水谷 1 丁目 13 番 3」から放課後児童クラブ用地を分筆するほか、「富士見市水谷 1 丁目 13 番 4」を学校用地に合筆し、面積を確定すること。

3 工事監理業務に関する仕様

(1) 基本的な考え方

- ・受注者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。
- ・受注者は、受注者が提案する工事監理者（以下「監理者」という。）とは別に、随時市の検査や調査を受けるものとする。調査・検査項目は、市と協議を行い、決定する。

(2) 工事監理業務計画書

- ・監理者は、工事監理業務着手前に必要事項を記載した工事監理業務計画書を市に提出すること。
- ・監理者は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、市と協議を行い、確認すること。

(3) 工事監理業務

ア 設計図書の内容の把握など

- ・監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、市に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。
- ・監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、市及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

イ 設計図書などとの適合の確認

- ・監理者は、設計図書の定めにより施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図など）、材料、製作見本、見本施工などについて、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。
- ・監理者は、設計図書の定めにより施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器及びそれらの見本について、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。

ウ 施工と設計図書との照合及び確認

- ・監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合していることについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、市に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として必要な

法手続等を行うこと。

エ 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・ 監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに施工者等に指摘するとともに、施工者等に修正を求めるべき事項等を検討し、市に報告すること。
- ・ 施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合、施工者等に対し直ちに修正を指示し、その旨を市に報告すること。施工者等が必要な補修等を行った場合、これを確認し、市に報告すること。なお、設計図書のとおり施工できない理由について、施工者等があらかじめ書面で報告した場合、監理者は市及び施工者等と協議すること。

オ 工事監理状況の報告

- ・ 監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を市に提出し、確認を受けること。

カ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査方法は、次のとおりとする。ただし材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・ 監理者は、施工者等が行う試験、目視、計測の各行為の現場に立ち会い、確認を行うこと。
- ・ 監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。
- ・ 監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については遅滞なく場外に搬出させ、市に報告すること。

4 施工業務に関する仕様

(1) 基本的な考え

- ・ 施工者は、本要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、市の承諾を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ・ 配置予定技術者は、過去5年以内に延床面積1,000㎡以上の公共施設の施工実績（ただし、賃貸借を除く）を有する自社職員を配置すること。入札前に配置予定技術者名簿を提出すること（提出した配置予定技術者の変更は不可とする）。
- ・ 受注者は、災害・公害及び危険防止のため十分な安全対策を講じ、事故のないよう努めること。
- ・ 近隣の建物、道路などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損などの損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その管理者と協議し、受注者の責任及び負担においてすみやかに復旧・補修補償すること。また、損傷の恐れがあるものは事前に適切な養生を行うこと。
- ・ 工事車輛の出入りは、指定された道路より行い、工事期間中は交通整理員を配置し、安全確保に努めること。

- ・騒音・振動について十分配慮した作業計画（作業日・作業時間等）を立案し、市の承諾を得ること。
- ・本工事に必要な申請手続き・立会いは、受注者が一切を代行し、その費用は受注者の負担とする。
- ・本工事工程の詳細は、市と十分協議すること。
- ・本工事における発生材処分にあたっては、発生材報告書(写真添付)又はマニフェスト伝票D・E票を提出すること。
- ・建物引渡し前に、学校環境衛生基準に基づき、室内濃度測定を実施し、基準値以下に抑えること。
- ・本工事に必要な電気・水道の引込み、ガスの供給、下水管の取付け等の費用は、受注者の負担とする。
- ・受注者は、工事中の損害に対する補償等に対応するために必要な保険（建設工事保険等）に加入し、その写しを市に提出すること。
- ・工事期間中の作業現場は、4週8休を完全実施すること。
- ・受注者は、建設キャリアアップシステム(CCUS)へ登録していることが望ましい。
- ・建築計画地において予期せぬ地中埋設物が発生した場合、その撤去等に係る費用については別途協議とする。

(2) 市との協議等

- ・施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合、市と協議を行い、確認すること。
- ・施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用する場合、市と協議を行い、確認すること。

(3) 施工計画書等の作成

- ・施工者は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書を作成すること。
施工計画書及び品質管理計画書は、該当する工事着手の7日前までに市に提出すること。

(4) 施工業務

ア 工程表の作成

施工者は、以下の工程表を事前に市及び学校へ提出すること。なお、設計に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。

- ・全体施工工程表
- ・月間工程表
- ・週間工程表

イ 各種図面の作成

- ・施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

ウ 仮設計画図の作成

- ・施工者は、仮設計画図を作成すること。資材置き場、重機の設置等のスペースの確保や安全確保の方策について計画すること。

エ 搬送計画の立案

- ・施工者は、建設資材や廃棄物の搬送ルート、工事車両の種類と台数、廃棄物の処理方法等について計画すること。

オ 工事状況の説明・報告

- ・施工者は、工事状況を市に毎月報告するほか、市の要請により施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、いつでも施工状況を確認することができるものとする。
- ・施工者は、工事を円滑に推進できるよう工事状況の説明を十分に行うこと。
- ・施工者は、建設業法第24条の8に定める施工体制台帳に健康保険等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しても、再下請負通知書に健康保険等の加入実態を確実に記載させ、未加入は不可とする（加入できない場合を除く）。

カ 廃棄物の処分等

- ・施工者は、工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等について、法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

キ 取扱説明会の開催

- ・施工者は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明会を開催すること。

(5) 瑕疵点検

- ・施工者は、建物引渡しから1年後及び2年後に瑕疵点検を行うこと。

別表1【必要諸室の規模・条件】

設置階	用途	最低要望事項
1階	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は80人として提案すること（児童の遊び及び生活並びに静養スペースとして児童1人あたり1.65㎡以上を確保すること）。 ・掃き出し窓を設けること。 ・専用玄関を設置すること。 ・クラブ名盤を専用玄関に設置すること。 ・専用玄関内に掲示板を設置すること。 ・90人程度の下駄箱、すのこ等を設置すること。 ・机2台、引違収納庫等を収納できる事務室を設けること。 ・児童が具合の悪い時に休める静養室（指導員用の更衣室兼ねる）を配置すること。 ・トイレを設けること。トイレは個室とし、児童数に必要な数量とすること。 ・バリアフリートイレを設けること。 ・シャワー室及び洗濯機置き場を設けること。 ・手洗い場を設けること。 ・台所（厨房）を設けること。 ・インターネット環境を整備すること。 ・児童用ロッカーを設置すること。 ・押入れ、収納スペース及び書架を配置すること。 <p>※放課後児童クラブ運営上、必要な設備を本事業に組み込むこと。</p>
1階	昇降口	<ul style="list-style-type: none"> ・210人以上の木製の下駄箱、傘立て、すのこ等を設置すること。 <p>※放課後児童クラブ以外の諸室の収容人員分を賄うこと。</p>
1, 2, 3, 4階	階段室、廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の両側に手すりを設置すること。 ・窓には転落防止措置を講じること。 ・各階に冷水器を設置すること。
1, 2, 3, 4階	配膳室、エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・11人乗り以上の乗用でコンビテナー（縦790mm×横1380mm×高さ1530mm）が収容可能な昇降機を設置すること。 ・収容人数分（最大で児童210人＋教職員10人程度）の給食ワゴンが各階に収容できる面積を確保すること。
2, 3, 4階	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・35人学級×4室を配置すること。 ・窓には転落防止措置を講じること。 ・黒板を設置すること（背面含む）。 ・木製のランドセルロッカー及び掃除用具入れを設置すること。 ・教員用戸棚を設置すること。 ・タブレットPC充電保管庫及び専用電源を設置すること。 ・各室にアクセスポイントを設置すること。 ・教室内または廊下に体操着等の荷物を掛けるフックを設置すること。 <p>※学校運営上、必要な設備を本事業に組み込むこと。</p>

2, 3, 4階	特別教室 (少人数 教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室と同等面積の教室を2室配置すること。 ・各室にアクセスポイントを設置すること。 ※その他設備等は普通教室に準じる（タブレットPC充電保管庫は不要）。
2, 3, 4階	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾式とする。 ・各階男女別に設置すること。 ・掃除用流しを設けること。 ・掃除用流し置き場には、モップ掛け用フック、タオル掛けバー及び掃除用具などを収納する棚板を設けること。 ・衛生器具等設備を適正な数量設置すること。 ・2階にバリアフリートイレを1か所設置すること。
2, 3, 4階	手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・各階廊下に6人用以上の手洗いを設置すること。
2, 3, 4階	自由提案 諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に資する教室やスペースなどを配置すること。 ・各室にアクセスポイントを設置すること。 ・提案に則した物品・設備を導入すること。